

国民健康保険からのお知らせ

国保の加入・脱退の届出はお忘れなく ～届出は14日以内に～

国民健康保険への加入

職場の健康保険や共済組合等を脱退し、国民健康保険に加入する場合、資格喪失証明書、印鑑(認印可)、窓口に来られる方の本人確認書類、加入する方のマイナンバーがわかるものが必要です。
※加入の手続きが遅れると、保険税は加入の資格を得た月(前の保険の喪失月)まで遡って賦課されます。その間にかかった医療費は全額自己負担となる場合がありますのでご注意ください。

国民健康保険の脱退

国民健康保険を脱退する場合には、新たに加入された健康保険の保険証、国民健康保険の保険証、印鑑(認印可)、窓口に来られる方の本人確認書類、脱退する方のマイナンバーがわかるものが必要です。

※脱退の届出が遅れると、保険税が二重払いになってしまいます。二重払いになった保険税はお返ししますので、新たに国民健康保険以外の健康保険に加入された場合は必ず国民健康保険の脱退手続きをしましょう。

高額療養費の申請はお済みですか？

医療機関へ支払った医療費が高額になった場合、申請によって、限度額を超えた分が払い戻されます。(世帯によって、限度額が異なります。)また、限度額適用認定証を医療機関へ提示し、既に限度額適用されている方も、高額療養費の該当になる場合もありますので、ご注意ください。申請には、保険証、印鑑(認印可)、通帳、領収書(または支払証明書)、世帯主と高額療養費該当者のマイナンバーがわかるもの、窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。

限度額や高額療養費の有無は下記へお問い合わせください。

高額医療・高額介護合算療養費のお知らせを送付します

高額医療・高額介護合算療養費とは、世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から翌年7月までにかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。高額介護合算療養費の該当世帯には、令和2年2月ごろにお知らせと支給申請書を送付しますので申請手続きを行ってください。

特定健診・健康診査を受診しましょう！

国民健康保険加入者は年度内(4月～3月)に一度特定健診(40歳～74歳の方)・健康診査(19歳～39歳の方)を無料で受診することができます。

年に一度の受診で健康を守りましょう。

*受診の際は、保険証・受診券(40歳～74歳の方のみ)が必要となります。



●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147